

強い農業づくり総合支援交付金

産地基幹施設等支援タイプ^o

交付率
1/2以内

対象
整備事業

第1 趣旨

消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備を支援します。



第2 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体）、公社等です。

令和8年4月

農林水産省

第3 事業実施までの流れ

地域段階

地域が抱える課題の明確化

課題解決に向けた方向性と成果目標の設定

産地競争力の強化

- ・需要に応じた生産量の確保
- ・販売額の増加
- ・優良品種の作付拡大
- ・生産コストの低減
- ・契約取引の割合の増加 等

農産物の輸出の推進

- ・輸出向け出荷量の増加
- ・輸出向け出荷額の増加 等

みどりの食料システム戦略の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・化学農薬の削減
- ・化学肥料の削減
- ・化石燃料の削減
- ・有機農業拡大 等

産地における戦略的な人材育成の推進

- 生産性向上等の収益力向上に繋がる目標に加え、
- ・新規就農者数の増加

目標達成のための施設整備計画の策定

事業実施計画を市町村を經由し、都道府県へ提出

県段階

事業の審査・取りまとめ

- 都道府県実施計画の策定
- 成果目標の妥当性について審査

都道府県実施計画
を国へ提出

事業要望取りまとめ
都道府県への配分

各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を一括配分

交付

※ 交付に当たって、
予め成果目標の妥当性について国と協議の上、配分

交付



※施設の入札・着工を急ぐ場合はあらかじめ都道府県と相談・指導を受けた上で、「交付決定前着手届」を提出する必要があります。

第4 事業内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、農産物の輸出の推進、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組の推進(→以下の③参照)に必要な施設(→以下の④参照)の整備・再編を支援します。

1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること
- 受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- 産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること

2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

3 取組メニュー

産地収益力の強化に向けた総合的推進

- ①土地利用型作物(稲、麦、豆類、子実用とうもろこし)
- ②畑作物、地域特産物(いも類、甘味資源作物、茶、そば等)
- ③果樹
- ④野菜
- ⑤花き
- ⑥畜産周辺環境影響低減
- ⑦畜産生産基盤育成強化
- ⑧飼料増産
- ⑨家畜改良増殖
- ⑩食肉等流通体制整備
- ⑪国産原材料サプライチェーン構築
- ⑫農畜産物輸出に向けた体制整備
- ⑬スマート農業実践施設の整備
- ⑭環境保全の取組
- ⑮有機農業
- ⑯土づくり(科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復)
- ⑰畜産副産物の肥飼料利用

産地合理化の促進

- ①穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用
- ②集出荷貯蔵施設等再編利用
- ③農産物処理加工施設等再編利用
- ④食肉等流通体制再編整備
- ⑤国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化
- ⑥乳業再編等整備

農産物の輸出の推進

農産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備

みどりの食料システム戦略の推進

化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等の推進に必要な施設整備

産地における戦略的な人材育成の推進

産地としての戦略的な人材育成を行うとともに、産地収益力の強化に必要な施設整備

4 対象施設

○耕種作物小規模土地基盤整備

- ①ほ場整備
- ②園地改良、
- ③優良品種系統等への改植・高接
- ④暗きょ施工
- ⑤土壌土層改良

○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

- ①飼料作物作付条件整備
- ②放牧利用条件整備
- ③水田飼料作物作付条件整備

○耕種作物産地基幹施設整備

- ①育苗施設
- ②乾燥調製施設
- ③穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④農産物処理加工施設
- ⑤集出荷貯蔵施設
- ⑥産地管理施設
- ⑦用土等供給施設
- ⑧農作物被害防止施設
- ⑨生産技術高度化施設
- ⑩種子種苗生産関連施設
- ⑪有機物処理・利用施設
- ⑫油糧作物処理加工施設
- ⑬バイオディーゼル燃料製造供給施設

○畜産物産地基幹施設整備

- ①畜産物処理加工施設
- ②家畜市場
- ③家畜飼養管理施設
- ④自給飼料関連施設
- ⑤家畜改良増殖関連施設
- ⑥畜産周辺環境影響低減施設
- ⑦畜産副産物
- ⑧肥飼料利用施設

○農業廃棄物処理施設整備

第5 ポイント制度と配分方法

- 1 事業実施主体は、単収の向上や生産コストの低減といった産地として取り組む目標に沿って、基本的には成果目標を2つ設定します。成果目標の目標年度は、原則、事業実施年度の翌々年度として設定します。
- 2 単収の向上や生産コストの低減といった産地の成果目標(取組)をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 基本ポイントは達成すべき成果目標(最大10ポイント)と現況値ポイント(最大5ポイント)で構成されており、2つの基本ポイント16/30ポイント以上の事業について、配分対象となります。

1 成果目標に基づくポイントの例

ア 産地競争力の強化

【成果目標の選択例】

「野菜」の集出荷施設を導入する場合、以下の成果目標から2つを選択できます。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 「秀品」等の上位規格品の割合増加 | ⑤ 加工・業務用向け割合の増加 |
| ② 生産コスト又は流通コストの縮減 | ⑥ 海外向け割合の増加 |
| ③ 労働時間の縮減 | ⑦ 販売額の増加 |
| ④ 契約取引の割合又は数量の増加 | ⑧ 出荷規格数の削減 |



【①と③を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の全出荷量に占める上位規格品等(大きさ、外観品質、内部品質、他との差別化により有利販売を図ったもの(明確な基準、根拠があるもの))の割合を3ポイント以上増加。	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。
	15ポイント以上……………10ポイント	27%以上……………5ポイント
	12ポイント以上……………8ポイント	21%以上……………4ポイント
	9ポイント以上……………6ポイント	15%以上……………3ポイント
	6ポイント以上……………4ポイント	9%以上……………2ポイント
	3ポイント以上……………2ポイント	3%以上……………1ポイント

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	・当該品目の単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。	・現状の当該品目の単位収量当たりの労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い
	41%以上……………10ポイント	24.0%以上……………5ポイント
	31%以上……………8ポイント	18.8%以上……………4ポイント
	21%以上……………6ポイント	13.5%以上……………3ポイント
	11%以上……………4ポイント	8.3%以上……………2ポイント
5%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント	

※このほか、都道府県加算(産地競争力の強化のみ)、優先枠加算(→P7の②参照、産地競争力の強化のみ)、輸入農畜産物の国産への切替え推進加算(→P9の③のイ参照)、みどりの食料システム戦略の推進加算(→P9の③のイ参照)などのポイント加算があります。

イ 農産物の輸出の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください

本取組の成果目標は、

- ①農産物の輸出の拡大に向けた産地基幹施設の整備を行う場合は、出荷量又は出荷額の増加等の取組を1つ、
- ②農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、輸出に係る共通の目標から1つ、輸出に係る品目の目標から1つの合計2つを選択

する必要があります(最大30ポイント)。

加えて、フラッグシップ輸出産地などのポイント加算があります。

【成果目標の選択例】

土地利用型作物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備のため、農産物処理加工施設を導入する場合、以下の2から関連する成果目標を2つ選択します。

1. 品目共通の成果目標

- ① 輸出実績がある場合、出荷額1,000万円以上かつ輸出向け出荷量又は出荷額の増加。
輸出実績が無い場合、輸出向け出荷額の割合。
- ② 輸出向け出荷額の増加額

2. 品目に関する成果目標

- ① 輸出用の事前契約面積の増加
- ② 輸出用米の取扱い面積農地複数年契約の面積増加
- ③ 輸出用米の取扱数量の内生産コスト削減に資する多収性品種の割合増加
- ④ 輸出用米の取扱い産地1産地以上増加
- ⑤ 新たな輸出国の開拓

【1から②、2から①を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
耕種作物品目共通 (広域集荷環境の整備)	輸出向け出荷額の増加額	以下の①から⑪までの中から1つを選択する
	2億円以上増……………10ポイント	①直近5年間で輸出実績あり……………5ポイント
	1億円以上増……………9ポイント	②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員の登録を実施……………5ポイント
	5,000万円以上増……………8ポイント	③輸出先の求めるGAP認証の取得……………4ポイント
	2,500万円以上増……………6ポイント	④HACCP等認定の取得……………4ポイント
	1,000万円以上増……………4ポイント	⑤ハラール認証……………4ポイント
		⑥輸出関連の協議会に参加等……………3ポイント
		⑦輸出先国の商談会等に参加した……………2ポイント
		⑧輸出に関する商談会等に参加した……………1ポイント
		⑨輸出先国の市場調査を実施……………1ポイント
		⑩戦略的輸出基地として参加し、輸出拡大の計画を有する……………5ポイント
		⑪有機JAS等認証を取得……………4ポイント
メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	輸出用に事前契約を行う面積	以下の①から③までの中から1つを選択する
	30%以上……………10ポイント	①輸出用に事前契約を実施……………3ポイント さらに複数年契約又は多収性品種の輸出……………2ポイント加算
	25%以上……………8ポイント	②複数産地の米を輸出……………2～5ポイント
	20%以上……………6ポイント	③複数の国に米を輸出……………2～5ポイント
	15%以上……………4ポイント	
	10%以上……………2ポイント	

ウ みどりの食料システム戦略の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください

本取組の成果目標は、

- ①みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組(化学農薬・肥料の削減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等)から1つ、
 - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。
加えて、グリーン化モデル施設加算(ヒートポンプ、堆肥等生産施設等)などのポイント加算があります。

【成果目標の選択例】

堆肥生産施設(主要作物は「野菜」)を導入する場合、以下の1から関連する成果目標1つ、2から成果目標を1つ選択します。

1. みどりの食料システム戦略の推進に掲げる取組に関する成果目標

① 化学農薬の使用回数を削減	④ 有機農業の取組面積を拡大
② 化学肥料の使用量を削減	⑤ バイオ炭、堆肥等の施用面積を拡大
③ 化石燃料の使用量を削減	⑥ 労働生産性を向上

2. 既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる成果目標

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	④ 労働時間の縮減
② 10a当たり収量を増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
③ 生産コストを縮減	等

【1から⑥、2から⑤を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
みどりの食料システム戦略の推進	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合を5ポイント以上増加。	受益面積のうちバイオ炭又は堆肥等の施用面積の割合が5%以上。
	30ポイント以上……………10ポイント	30%以上……………5ポイント
	25ポイント以上……………8ポイント	25%以上……………4ポイント
	20ポイント以上……………6ポイント	20%以上……………3ポイント
	15ポイント以上……………4ポイント	15%以上……………2ポイント
	10ポイント以上……………2ポイント	5%以上……………1ポイント

※みどりの食料システム戦略の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の契約取引数量を10%以上増加(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.5%以上の場合に限る)。	・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上(事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1%以上である場合に限る)。
	70%以上……………10ポイント	0.70%以上……………5ポイント
	55%以上……………8ポイント	0.59%以上……………4ポイント
	40%以上……………6ポイント	0.48%以上……………3ポイント
	25%以上……………4ポイント	0.37%以上……………2ポイント
	10%以上……………2ポイント	0.26%以上……………1ポイント

Ⅰ 産地における戦略的な人材育成の推進

※本メニューの詳細は別リーフレットを参照ください。

本取組の成果目標は、

- ①産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組(新規就農者数の増加)を1つ、
 - ②既存の生産性向上等の収益性の向上に繋がる取組(販売額向上やコスト低減等)から1つ、
- 合計2つ選択する必要があります(最大30ポイント)。

【成果目標の選択例】

生産技術高度化施設(低コスト耐候性ハウス、作物は「野菜」)を導入する場合、産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる取組に関する成果目標(新規就農者数の増加)1つと、収益性の向上に繋がる以下の成果目標から1つ選択します。

① 「秀品」等の上位規格品の割合増加	⑤ 契約取引の割合又は数量の増加
② 10a当たり収量を増加	⑥ 加工・業務用向け割合の増加
③ 生産コストを縮減	⑦ 海外向け割合の増加
④ 労働時間の縮減	⑧ 販売額の増加

等



【収益性の向上に繋がる成果目標：②を選択した場合】

〈1つの成果目標につき、最大15ポイント〉

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
産地における戦略的な人材育成の推進	事業実施年度から目標年度までの新規就農者数が事業実施3年前までの新規就農者数と比較して120%以上。	事業実施主体において、以下の取組等に該当する場合。 ・農業経営に関する実践的な研修(OJT研修)体制が整備されている。 ・農業経営に関する外部研修・就農相談セミナー等の講師となっている者がいる。 ・受入研修生に対して十分な指導を行うことのできる者(指導農業士等)がいる。 ・就農予定者への住居のあっせんを行っている。 ・就農予定者への農地のあっせんを行っている。 ・事業実施前3年間に新規就農した者の定着率が80%以上。
	200%以上……………10ポイント	
	180%以上……………8ポイント	
	160%以上……………6ポイント	3つ以上……………5ポイント
	140%以上……………4ポイント	2つ以上……………3ポイント
	120%以上……………2ポイント	1つ以上……………1ポイント

※産地における戦略的な人材育成の推進に掲げる成果目標の達成すべき成果目標及び現況値ポイントを合計したポイントが6ポイント以上であるものを配分対象とします。

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。
	15%以上……………10ポイント	62.0%以上……………5ポイント
	12%以上……………8ポイント	47.3%以上……………4ポイント
	9%以上……………6ポイント	32.5%以上……………3ポイント
	6%以上……………4ポイント	17.8%以上……………2ポイント
	3%以上……………2ポイント	3.0%以上……………1ポイント

2 優先枠に対するポイント加算（産地競争力の強化）

「攻めの農業」を実現するため、以下の取組に優先枠を設置することにより積極的に支援します。

1 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷貯蔵施設等の再編合理化（→以下のア参照）を支援します。

2 中山間地域の競争力強化に向けた体制整備

中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備（→P9のイ参照）を支援します。

3 重点政策推進の取組

水田農業の高収益化及び畑作物の本作化（→P8のウ参照）に向けた体制整備の取組を支援します。

4 物流革新に向けた取組

物流標準化・効率化の推進に向けた、共同輸配送の促進に必要な集出荷施設等の整備や、選果場におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザー導入に係る施設の改修等（→P10のエ参照）を支援します。

5ポイント加算

（各メニューにおいて定める要件を全て満たす場合）

ア 再編合理化とは・・・

既存施設について、知事から承認を受けた再編利用計画等に沿って、効率的な施設利用や運営コストの低減等の目的を達成するために行う新設、改修、増設、更新

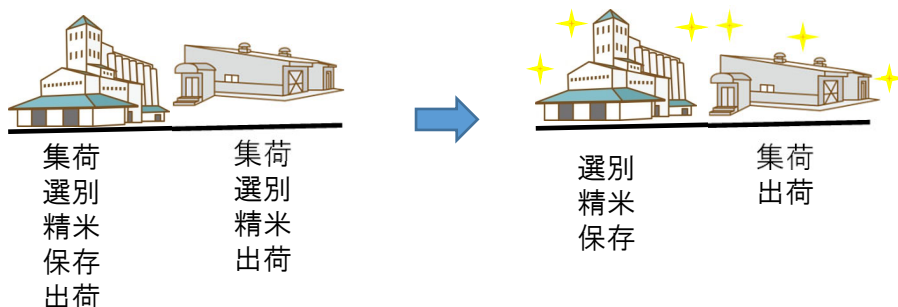
パターン① 複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置



パターン② 複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設を増設・更新・改修等して効率化

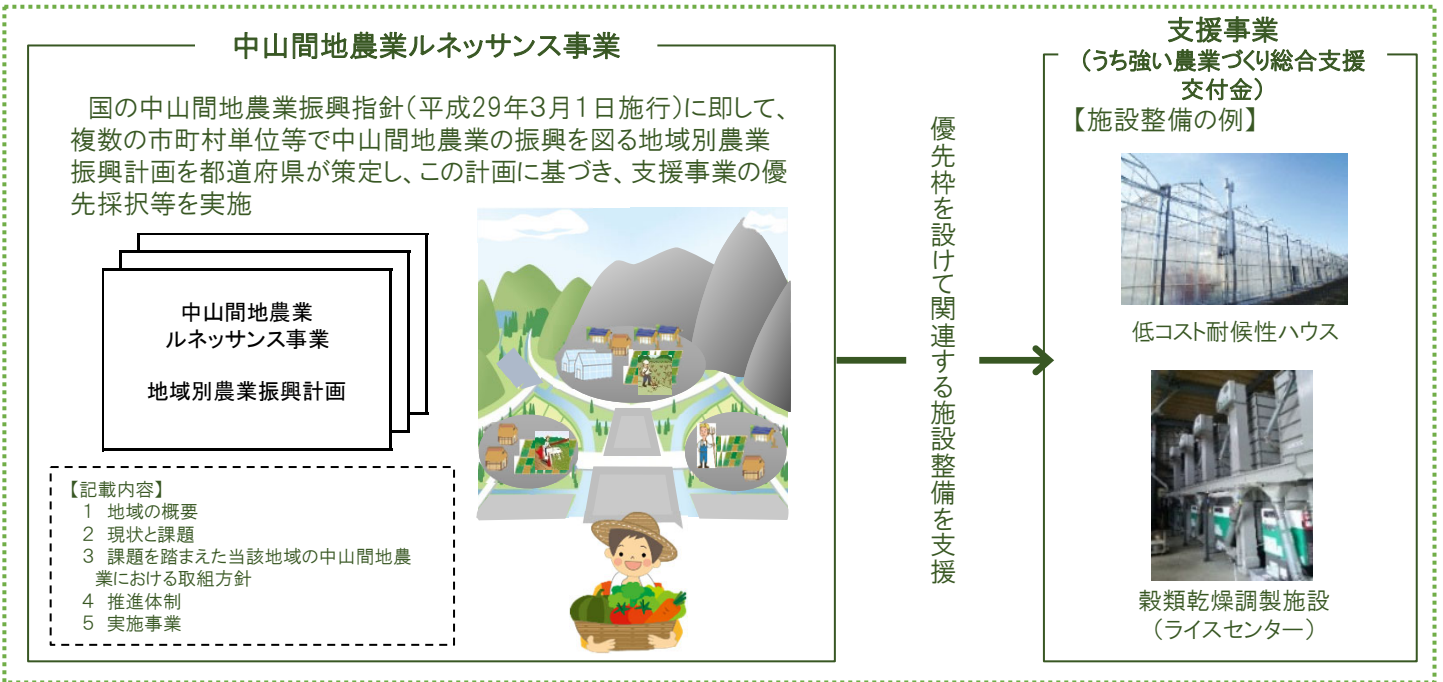


パターン③ 複数の既存施設の役割を見直し、増設・更新・改修等して効率化



イ 中山間地域の競争力強化とは・・・

- 中山間地域の競争力強化に計画的に取り組む産地の施設の整備を支援
- 知事が中山間地域の競争力強化のために特に必要と認める場合は、面積要件の撤廃及び上限事業費の拡充(1.3倍)をすることが可能

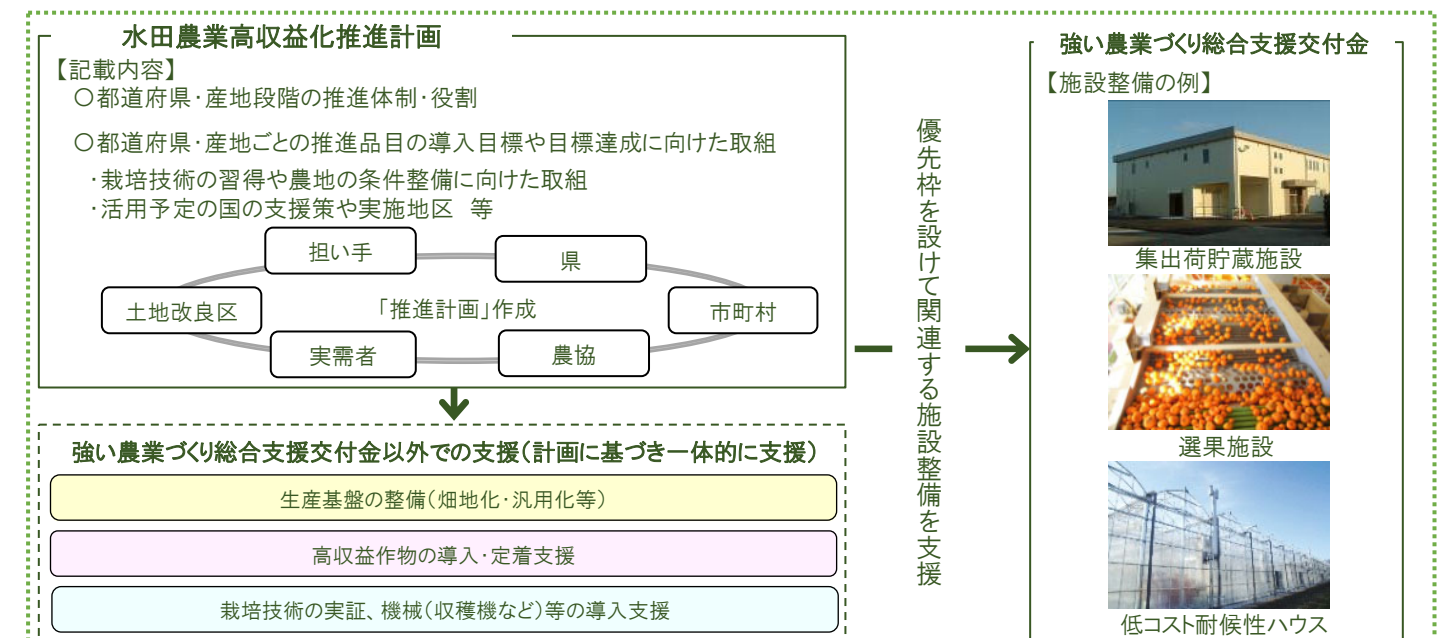


ウ 水田農業の高収益化及び畑作物の本作化とは・・・

(1) 水田農業の高収益化

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づいて、水田での高収益作物(野菜、果樹等)や子実用とうもろこしの導入に取り組む産地における施設の整備を支援(ただし、以下の要件を全て満たす必要)

- 水田が受益面積の過半を占めること
- 事業完了年度内に畑地化するものを2分の1以上含むこと



(2) 畑作物の本作化

畑作物の本作化に向けて、必要となる施設の整備を支援(ただし、以下の要件を満たす必要)

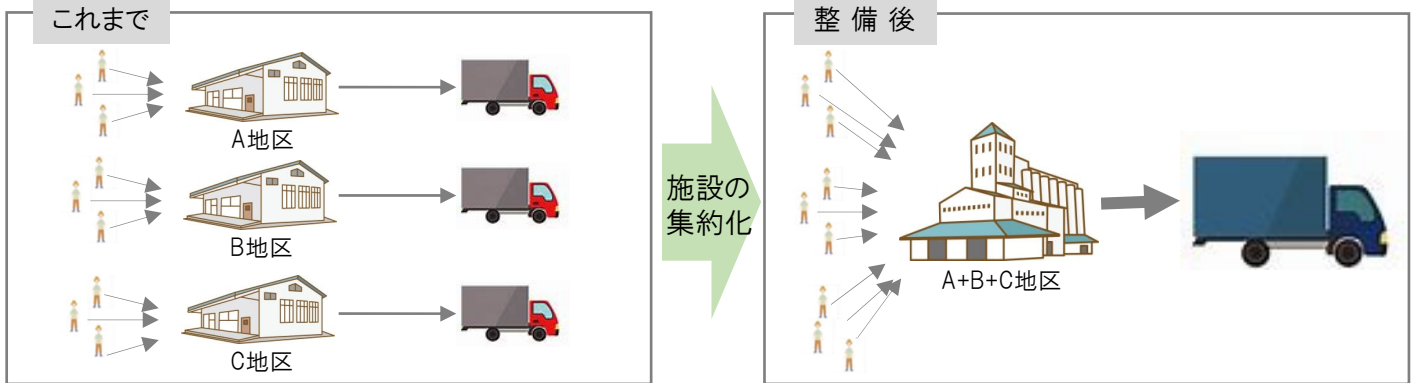
- 平成30年度以降に産地交付金の畑地化の取組の交付対象となった農地
 - 経営所得安定対策等実施要綱(以下、「経安実施要綱」という)の別紙14「畑地化促進助成について」の1の(1)の取組の対象となった農地
 - 経安実施要綱の別紙21「畑地化促進事業(畑地化支援及び定着促進支援)の交付対象となる取組等について」の1の(1)の取組の対象となった農地
- aからcのいずれかの農地が受益面積の2分の1以上含むこと

工 物流革新に向けた取組とは・・・

- ・トラックドライバーの担い手不足の深刻化や、トラックドライバーの働き方改革に関する法律の2024年施行により、農産物に係る物流の停滞が懸念
- ・物流標準化・効率化の推進に向けて、共同輸配送を促進するために必要な集出荷施設等の整備や、選果場におけるパレットの規格統一化に対応したパレタイザーの導入を支援
- ※流通コストの縮減に関する成果目標を選択することが必須



パレタイザーの導入



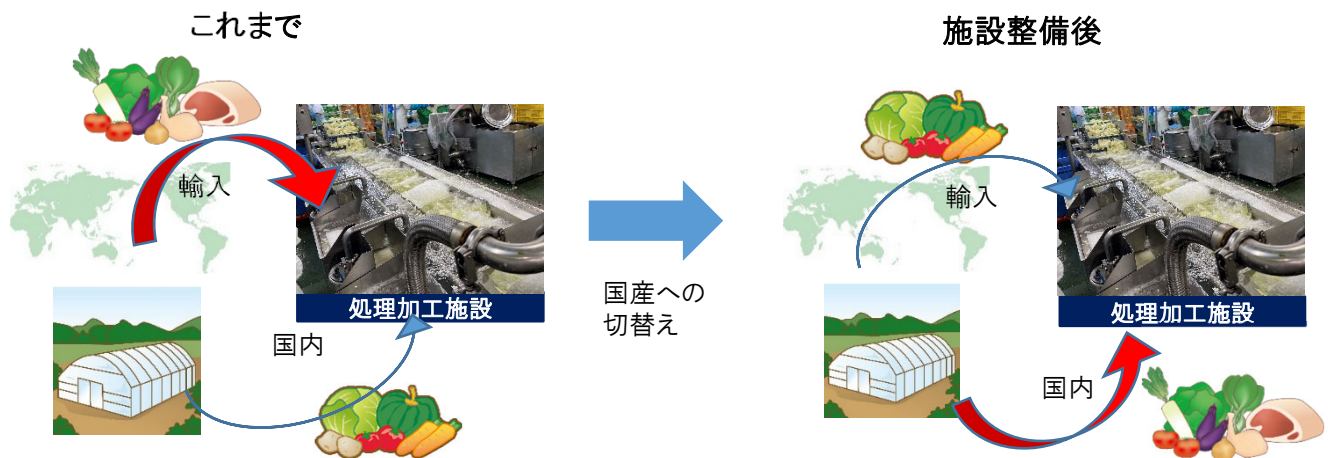
3 その他の加算ポイント（産地基幹施設等支援タイプ）

政策の推進に合わせた加算ポイントを設置しています。

ア 輸入農畜産物の国産への切替え推進に対するポイント加算

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、サプライチェーンを強化する観点から、輸入農畜産物の国産への切替えに関する取組をポイント加算することにより積極的に支援します。

事業で整備した施設における農畜産物の取扱量のうち、輸入農畜産物から国産へ切り替える場合、切替えの程度に応じ加算します（3割以上は1ポイント、5割以上は2ポイント、8割以上は3ポイント）。



※加工・業務用の原材料として供給することを盛り込んだ3年以上の基本契約(対象となる品目、供給期間及び供給数量を含めること)を締結していることが必要となります。

イ みどりの食料システム戦略の推進ポイント加算

- ① 環境にやさしい農業を推進するため、受益者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律(令和4年法律第三十七号、以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画又は環境負荷低減事業実施計画の認定を受けている者の割合に応じてポイント加算します。

5割以上・・・1ポイント

8割以上・・・2ポイント

※上記に関わらず、生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設を整備する場合は、受益に占める計画の認定を受けている者の割合が5割以上で1ポイントを上限として加算できるものとします。

- ② 事業実施主体がみどりの食料システム法に基づき、基盤強化確立事業実施計画の認定を受けている場合、1ポイント加算します。

ウ 特別加算ポイント

いずれかに該当する場合は、1ポイントを加算できます(1つのみ)。

- ①国産飼料増産加算(飼料自給率向上に関する計画策定)
- ②環境負荷低減等の取組推進加算(GAP認証を取得している受益者が7割以上の場合)
- ③生産方式革新実施計画との連携加算
- ④輸出事業計画との連携加算
- ⑤安定取引関係確立事業活動計画との連携加算
- ⑥農福連携の取組加算(障害者の雇用等の取組を行う等)

エ 都道府県加算ポイント

都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画について、1年度当り2ポイント(北海道にあつては3ポイント)を持ち点として、最大2ポイントまで加算できます。

ただし、持ち点については、過去に実施した当該事業の成果目標ごとの達成度に応じて加算・減算されます。

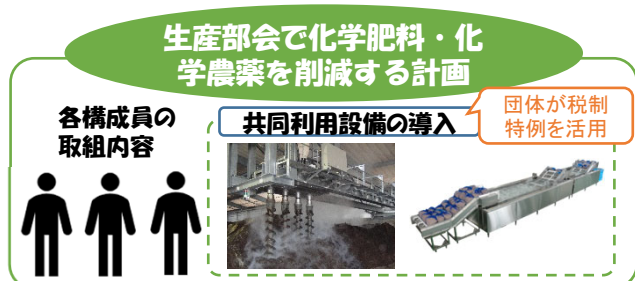
オ 将来像が明確化された地域計画との連携加算ポイント

地域計画のうち、受益地がある市町村の半数以上が「将来像が明確化された地域計画」を策定している場合、1ポイントを加算できます。

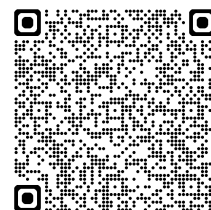
第6 関連施策：交付金と併用可能な「みどり投資促進税制」のご紹介

みどり投資促進税制とは

農協など農業者の組織する団体が、堆肥等生産施設や種子種苗処理調製施設を導入する際に活用できる税制です。本交付金との併用も可能で、導入当初の税負担を軽減できます(機械等は32%、一体的な建物等は16%の特別償却)。本税制を活用する場合は、みどりの食料システム法に基づき、あらかじめグループで環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける必要があります。詳しくは以下をご覧ください。



みどり投資促進税制の対象機械はコチラ



「みどりの食料システム法の認定制度」についてはコチラ

第7 対策の評価

成果目標の達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ② 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成状況の評価



お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html



北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官

☎ 011-330-8807

🌐 www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 022-221-6179

関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 048-740-0026

北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 076-232-4302

東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 052-223-4622

近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 075-414-9020

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 086-224-9411

九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

☎ 096-211-9111(内線4440)

地方農政局Webサイト一覧

🌐 www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

☎ 098-866-1653

🌐 www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局 総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班

03-3502-5945